

【変更用】アマチュア局変更等申請及び届出書の書き方 JARD基本保証対応版

(この様式を電子申請による保証の申し込みで使用することはできません)

常置場所または設置場所を管轄する総合通信局長名

- 例：東京都→関東
- 愛知県→東海
- 大阪府→近畿
- 広島県→中国
- 熊本県→九州
- 沖縄県→次段参照
- 宮城県→東北
- 北海道→北海道

「12 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力」にレ点を入れた場合は

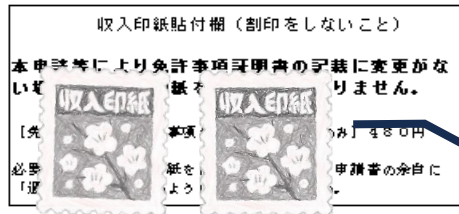
記載必須項目は赤文字または赤○印で示した箇所

書類発送日

アマチュア局変更等申請書及び届出書 (特例様式)

20XX年 ○月 ○日

総合通信局長 殿  
沖縄総合通信事務所長 殿  
(沖縄県の区域においては「総合通信局長殿」を挿入で抹消する)



以下の事項について、アマチュア局の変更の許可を受けたい(変更した)ので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請(届出)します。

- 無線設備の増設・取替・変更・撤去(電波法第17条)
- 電波の型式並びに周波数及び空中線電力(一括して表示する記号)の変更(電波法第19条)(無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。)
- 免許人住所、氏名、名称の変更(電波法第21条)
- 移動する局の無線設備の常置場所の変更(施行規則第43条)
- 移動しない局の無線設備の設置場所の変更(電波法第17条)
- 呼出符号の変更(電波法第19条)
- 社団の定款又は理事に関する変更(施行規則第43条)
- その他の変更 ( )

免許記録(免許状)が必要な場合は480円の収入印紙を貼り付け、ご自分あての封筒(返信用封筒)が必要  
【ご注意】押印無効、印紙同士が重なると無効

また、上記の申請等(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る)に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること)

記

1 申請者

住所	都道府県-市区町村コード [ ] ※不明な場合省略 〒( 000 - 0000 ) 東京都豊島区巣鴨○-×△-□		
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	スガモ	タロウ
		巣鴨	太郎

免許記録(免許状)が不要な場合は取り消し線を入れる

2 変更の対象となる無線局に関する事項

①無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局	不明な場合は記載不要
②識別信号(コールサイン)	J A ○ × △ □	
③免許の番号	□ A 第 00000000 号	
④備考		

3 申請の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ	
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記1と同じ	
電話番号	090-xxxxx-xxxxx	
電子メールアドレス	xxxxxx@mail	

代理人による申請の場合などの連絡先を記入

メールアドレスがない場合は記載不要  
申請内容について伺いたいことがある際の連絡先

無線局事項書及び工事設計書

1	免許の番号	<input type="checkbox"/> A第 00000000 号
2	申請（届出）の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 変更
3	個人/社団（クラブ）の別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 社団（クラブ）
4	住所	都道府県-市区町村コード [ ] ※不明な場合は省略可 〒 ( 000 - 0000 ) 東京都豊島区巢鴨○-×△-□
		電話番号 090-xxxxxx-xxxxxx 国籍 フリガナ スガモ タロウ
5	氏名又は名称及び代表者氏名	巢鴨 太郎
6	工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定： <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 日
7	無線従事者免許証の番号	AXXX 000000
		<input type="checkbox"/> 無線従事者免許同時申請 同時申請の資格 国家試験受験番号 修了証明書の番号
8	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項
9	呼出符号（コールサイン）	JAO×△□
10	無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県-市区町村コード [ ] ※不明な場合は省略可 〒 ( - ) <input checked="" type="checkbox"/> 上記住所と同一
		住所
11	移動範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 移動する（陸上、海上及び上空） <input type="checkbox"/> 移動しない
12	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力
13	変更する欄の番号	<input type="checkbox"/> 4・5 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 9 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 11 <input type="checkbox"/> 12 <input checked="" type="checkbox"/> 15
14	備考	現にアマチュア局を開局しているとき又は旧コールサインを希望する場合、その免許番号及びコールサイン 免許番号： ____ A第 ____ 号 コールサイン（識別信号）： _____

どちらか☑

日本国籍の方は記載不要

無線従事者免許証の番号を記載（アルファベットから始まる免許の番号）

記載不要

原則として、空中線電力50Wまでは「移動する」、50Wを超える場合は「移動しない」に☑

申請者住所と異なる場所に無線局を常置または設置する場合には、その住所を記載。同一の場合は「上記住所と同一」に☑

従事資格（従事者免許証）が変更になった場合などに☑

15に☑

申請または届出を要する送信機の情報のみ記載。  
過去に申請または届出をし、総務省から許可を受けた送信機

いずれかに☑

技術基準適合証明を受けた無線機を申請する場合は、本体に貼付されたシールを確認し、その番号を記載。

技術基準適合証明番号は以下に限る

- ・002-○○○○○○
- ・002KN○○○
- ・02KN○○○
- ・KN○○○
- ・KH○○○ ○○○○ (全10桁)
- ・KV○○○ ○○○○ (全10桁)
- ・KU○○○ ○○○○ (全10桁)

○には数字が入る  
本体を改造していない限り、番号のみを記載し他は省略

**【ご注意】**  
**「T」「I」「A」など、上記以外の番号は適合表示無線設備ではないので記載不可（工事設計書詳細を記載する必要あり）**

取替、増設、撤去、変更したい送信機番号を入れる。失念した場合は総合通信局等に確認

適合表示無線設備以外の番号等は記載しない

取扱説明書を参照し記載。不明な場合はメーカーに確認。  
JARDでは回答不可

「移動しない」局に限り、変更はある場合は記載必須

トランスバーター、ドローンVTX、ブースター等を接続する場合は送信機系統図を作成し☑

第2 送信機	変更の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/>	
	適合表示無線設備の番号	KU ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	変調方式コード		
	終段管	名称個数	
定格出力(W)			

技術基準適合証明を受けた無線機を無改造で申請する場合は記載不要

第4 送信機	変更の種類	<input type="checkbox"/> 取替 <input checked="" type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/>	
	適合表示無線設備の番号		
	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	A1A, A3E, J3E: 1.9, 3.5, 3.8, 7, 14, 18, 21, 24MHz A1A: 10MHz A1A, A3E, J3E, F3E: 28, 50MHz	
	変調方式コード	A3E: AM(低電力変調)、J3E: SSB、F3E: FM(リアクタンス変調)	
	終段管	名称個数	
定格出力(W)			

次ページ※1参照

15 工事設計書	終段管	名称個数	電圧	
		△SC○○○○ × 2 RD○○○○ × 1 M○○○○ × 1	13.8 13.1 13.0	
	定格出力(W)			
	50			
	変更の種類			

**24MHz帯以上、空中線電力10W以上で発射可能な場合**  
周波数を100Hz程度まで読みとることができ、マーカ発振器、基準発振器、表示周波数などをWWVHなどの標準電波で校正できるもの

第5 送信機	変更の種類	<input type="checkbox"/> 取替 <input checked="" type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 変更	
	適合表示無線設備の番号	F8W: 5600MHz	
	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
	変調方式コード	F8W: FM(リアクタンス変調)	
	終段管	名称個数	
定格出力(W)			

**28MHz帯以上、空中線電力10W以下で発射可能な場合**  
または、定格出力50W以下の適合表示無線設備（いわゆる技適）のみで構成された、移動する局の場合、「無」に☑を入れる（または☑不要）

第5 送信機	終段管	名称個数	電圧	
		RTCB659 × 1	5	
	定格出力(W)			
	0.35			
	送信空中線の型式			

周波数測定装置の有無	周波数測定装置	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	施行規則第11条の3第7号の装置	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

添付図面	<input type="checkbox"/> 送信機系統図
その他の工事設計	<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。

**無線機に搭載された機能で代替することができる場合**  
標準電波（WWVH等）を受信し、送信周波数の校正ができる機能が備わっている無線機

必ず☑

### ▶※1 変調方式の記載について

工事設計書の「変調方式」の項目には、F3E, F8W, A3E等はその変調方式の**詳細事項の記載が必要**です。

また、項目「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」にはA1Aなど**電信**の発射を希望する場合の電波型式の記載は**必須**ですが、「**変調方式**」の項目への**入力**は**不要**です。紛らわしいのでご注意ください

### ▶※1 「変調方式」に記載する変調方式の例

電波型式	変調方式コード	変調方式備考
A3E	A M	低電力変調
H3E	S S B	—
J3E	S S B	—
F1D	FT8の場合：FSK	—
F1D	D-STARの場合：GMSK	—
F2D	FSK	—
F3E	FM	リアクタンス変調
F7W	D-STARの場合：GMSK	—
F7W	C4FMやDMRの場合：4FSK	—
F8W	FM	リアクタンス変調

### ▶特定附属装置に関する記載について

2023年9月の制度改正により「特定附属装置」に該当するFT8などのいわゆるデジタルモードを使用する場合は工事設計書にその電波の型式や変調方式の記載は不要になりました。

### ▶適合表示無線設備として取り扱うことが可能な技術基準適合証明の番号

技術基準適合証明を受けた無線機を申請する場合は本体に貼付されたシールを確認し、以下の番号に限り工事設計書に記載可能です

- ・ 002-○○○○○○○
- ・ 002KN○○○
- ・ 02KN○○○
- ・ KN○○○
- ・ KH○○○ ○○○○○ (全10桁)
- ・ KV○○○ ○○○○○ (全10桁)
- ・ KU○○○ ○○○○○ (全10桁)

○には数字が入る

本体の改造、附加装置を接続しない限り、番号のみを記載し他は省略

## 申請書の記載にあたり便利な情報

### ▶新旧電波型式変換表

新	旧
A1A	A1
A2A	A2
A2B	
A2D	
A3E	A3
R3E	A3A
H3E	A3H
J3E	A3J
A3C	A4
A3F	A5
C3F	A5C
J3F	A5J
A3E	A9
A8W	
C8W	A9C
D3C	
F1B	F1
F1D	
G1B	
G1D	
F2A	F2
F2B	
F2D	
F3E	F3
F1E	
G1E	
F3C	F4
F3F	F5
F9	F3C
	F8W
F7W	—

### ▶一括記載コードの廃止について

2023年9月の制度改正により、以下の一括記載コードは廃止されました。そのため、申請書に一切記載することはできません。

- ・ 2HA、2HC
- ・ 3LA、3MA、3HA、3HD、3VA、3VF、3SA、3SF
- ・ 4LA、4MA、4HD、4VA、4VF、4SA、4SF

### ▶「ライトユーザー」が基本保証をご利用いただく際のご注意

以下の要件を**全て**満たす場合のみ「ライトユーザー」に該当します

- ・ 個人の「移動する」アマチュア局
- ・ 空中線電力50W以下の適合表示無線設備（いわゆる技適）の機種のみで構成された送信機を使用する場合
- ・ 人工衛星等のアマチュア局でないもの

以下のうち1つでも該当する場合はライトユーザーに**該当しません**

- ・ 適合表示無線設備（いわゆる技適）以外の送信機を1台でも含む場合
- ・ JARL登録機種を1台でも申請している（申請した）場合
- ・ ドローン等のVTXを1台でも申請している（申請した）場合
- ・ 適合表示無線設備（いわゆる技適）を改造した場合
- ・ 適合表示無線設備（いわゆる技適）にブースターやトランスバーターなどの附加装置を接続した場合
- ・ 「移動しない」局すべて

保証のお申込みに使用する申請書の様式は「ライトユーザー」用と「それ以外用」で区分されております。

基本保証をご利用いただく場合は、当協会のホームページからダウンロードした様式をご利用いただくようお願いいたします。申請書を作成する際は、十分にご注意ください。